

奈良県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十日瀬南土地改良区の定款の変更を認可した。

令和二年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾